

橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金のご案内

橋本市への若年層の移住を応援します！！橋本市で新築住宅を取得し、転入された夫婦に補助金を交付します。
この機にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。（平成30年4月から補助金額が変更になっています）

【対象住宅】

- 平成27年4月1日以降に市内で取得した新築住宅であること。
- 夫婦双方又はそのいずれかの名義（夫婦以外の者との共有名義では、夫婦の持分が2分の1以上であること）で所有権保存。移転の登記を完了していること。
- 住宅の用に供する建物で、床面積（併用住宅においては店舗・事務所等の部分を除く居住部分の延床面積）が50平方メートル以上であること。
- *新築住宅 建物登記簿の表題部の建築年月日から起算して1年を経過しない住宅

【対象者】

- 市内に定住する意思のある夫婦
- 夫婦双方の補助対象住宅への住民登録日が、住宅の建築年月日から起算して1年を経過しないこと
- 夫婦の双方が平成27年4月1日以降に転入していること（転入前1年間は本市に住民登録がないこと。）
- 夫婦（戸籍上婚姻関係のある夫婦）のいずれかが申請日現在満40歳未満であること
- 登記の完了した住宅の所在地に住民登録をし、3ヶ月以上異動をしていない夫婦
- 市税を完納している夫婦
- 過去に本補助金の交付を受けていない夫婦



【補助金額・申請受付期間】

登記の日付	補助金額	受付期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日	50万円	平成32年3月31日まで
平成30年4月1日から平成31年3月31日	30万円	

【申請方法】

- 申請書に必要な書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。（郵送による受付は行いません。）
- *申請時には、印鑑をお持ちください。

【添付書類】

添付書類	取得場所	備考
世帯全員の住民票の写し	橋本市役所 市民課	※補助対象住宅の住民登録日（住定日）から3か月以上経過したものを取得してください。 （例、住民日（住定日）30.2.1→30.5.1以降に取得）
夫婦の記載のある戸籍謄本（抄本）	本籍地のある市役所・町村役場など	
建物登記簿の全部事項証明書	和歌山地方法務局 橋本支局	
夫婦双方の市税完納証明書 ※課税がなければ非課税証明	橋本市役所 納税課 もしくは 転入前の市役所・町村役場など	※橋本市で課税がなく、転入前の市町村で課税があれば直近の完納証明書もしくは滞納がないとわかる証明書 （※課税がなければ非課税証明書）
夫婦双方の転入前1年間の住所が分かる住民票除票等	転入前の市役所・町村役場など	
居住用面積を証明する書類		※併用住宅の場合

*いずれも発行日から1ヶ月以内のもの コピーは不可

申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口【橋本市 経済推進部 シティセールス推進課内】
電話：0736-33-6106（直通） F A X：0736-33-1665
電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

